

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案について（報告）

平成22年3月18日

環境省廃棄物・リサイクル対策部

標記法案については、廃棄物の焼却時の熱利用の促進に関し、第12回環境省政策会議でご説明したことから、法制的な観点から以下の点を変更した上で、3月5日に閣議決定された。

【変更前】 熱回収を行う者に関する登録制度



【変更後】 熱回収を行う者に関する認定制度

廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者であって熱回収を行う者が一定の基準に適合する場合、都道府県知事の認定を受けることができる（一定期間ごとの更新が必要）。